

～助成金コラム(第14回)～



人材開発支援助成金「人への投資促進コース」の 助成メニュー『定額制訓練』ではどのような訓練が助成対象になるのか？

平素より当所の業務推進につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。今回は、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」の助成メニュー『定額制訓練』の訓練内容の要件を取り上げます。参考にしてください。

1、そのそも『定額制訓練』とは？

令和8年度までの期間限定助成である「人への投資促進コース」では『定額制訓練』、いわゆる定額受け放題研修サービス(サブスクリプション)を助成対象としています。1訓練あたりの対象経費が明確ではなく、**同額で複数の訓練を受けられるeラーニング及び同時双方向型の通信訓練**で実施されるサービスのことをいいます。

2、どのような訓練の要件があるのか

- (1) 定額制サービスによる訓練であること
- (2) 業務上受講が義務付けられ、労働時間に実施される訓練であること
- (3) 「事業外訓練」であること。

※「事業外訓練」とは**教育訓練機関が企画し主催している訓練**をいいます。

計画届提出日時点で、教育訓練機関が、広く受講者を募るために自社のホームページに当該訓練の情報(訓練概要・連絡先・申込や資料請求が可能であること等)を掲載していない民間の教育訓練機関である場合は支給対象とはなりません。
(SNSやメールなどで募集している場合は、広く受講者を募っていると認められません)

- (4) OFF-JT であること
- (5) 「職務関連教育訓練」であること
※定額制サービスの中の受講可能な支給対象外訓練(趣味教養型訓練など)が含まれている場合、**全体に占める支給対象訓練の割合が5割以上**であること。
- (6) 各支給対象労働者の受講時間数を合計した時間数が、支給申請時において**10時間以上**であること。**(10時間要件)**
※定額制サービスの支給対象訓練を修了し、その修了した受講時間が1時間以上である支給対象労働者の受講時間数を10時間要件に計上できます。
- (7) 訓練の実施期間は**1年以内**であること

3、その他に注意する要件

「訓練経費を支給申請時まで事業主が全額負担していること」が要件になっています。実施済みの訓練経費の全部または一部について、**教育訓練機関等から申請事業主に、申請事業主の負担額の実質的な減額となる金銭の支払いや返金がある場合は、本助成金の支給対象経費とならない**のでご注意ください。

そのほかの支給要件等の詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。